

除去土壌等の適正管理・搬出等の実施



【令和4年度要求額 27,087百万円（25,264百万円）】

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等
26,451百万円（19,133百万円）
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置
637百万円（6,131百万円）
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(参考)

令和3年3月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,300箇所のうち約1,100箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

